

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 特別展「生誕160周年寺崎廣業展」展示作品搬入作業等
業務委託
- 2 委託場所 秋田県立近代美術館
- 3 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで
- 4 業務委託料 ￥
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥)
- 5 契約保証金 ○○○○○円 (※納付の場合)
秋田県財務規則第178条第 号により免除 (※免除の場合)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守のうえ別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46
秋田県立近代美術館長 阿部 智博

受注者 所在地 (住所)
職氏名 印

契 約 事 項

（委託業務）

第1条 発注者は、次の業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、乙は、これを受託するものとする。

1 仕様書による作品搬入、展示、展示替及び撤去、返却に関する業務。

（委託業務の処理方法）

第2条 受注者は、別紙仕様書により委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（光熱水費等）

第3条 業務実施において必要な光熱水費等は発注者が負担する。

（計画書の提出）

第4条 受注者は、業務着手前に発注者へ業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第5条 受注者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査等）

第6条 発注者は、受注者の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

（第三者への再委託）

第7条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし他の者にその処理を再委託することが出来ない。ただし発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（解除等）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- （1）受注者がこの契約に違反したとき。
- （2）受注者が委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- （3）受注者がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- （4）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（５）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（６）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者の定める日までに委託料の100分の10を違約金として発注者に支払うものとする。受注者が発注者の定めた日までに違約金を支払わなかった場合、未払額に対し年3.0%の遅延利息の支払いを発注者に請求することが出来る。

3 第1項第2号及び第8号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

（契約の費用）

第9条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（信義則）

第10条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。